説明の概要について（第４回住民説明会　第2部）

【第４回住民説明会の内容】（１ページ）
１．南公園、隣接市有地の土壌汚染対策法に基づく第１４条申請について
２．企業埋立地に面する民有地調査の結果
３．南公園・隣接市有地に面する民有地調査の結果
４．今後のスケジュールについて
５．企業所有地の土壌汚染対策工事

１　南公園、隣接市有地の土壌汚染対策法に基づく第１４条申請について

【申請の範囲】（2ページ）
　自主調査により土壌汚染が判明したため、北海道へ土壌汚染対策法に基づく区域指定の申請を行いました。
　申請の範囲は赤線で囲った「八丁平南公園」「隣接市有地」「緑道１号通線の一部」「緑道２号通線の一部」になります。

【申請の流れ】（3ページ）
　地歴調査、土壌調査により汚染原因と申請範囲を確定し、平成２６年７月１８日に北海道へ申請済みです。
～今後の予定～
① 平成２６年９月中旬に北海道から区域指定される見込み。
　含有量基準超過に対しては「要措置区域」、溶出量基準超過に対しては「形質変更時要届出区域」に指定され、同じ地域が２つの指定を受ける。
② 「要措置区域」は北海道から措置方法の指示（盛土等の封じ込めが基本）。
③ 北海道からの指示に基づき対策工事を実施し、南公園を再整備。
④ 対策工事等の終了後は、「要措置区域」から「形質変更時要届出区域」に指定が変更。
平成２８年春には、南公園を再開し、隣接市有地の利用を開始できる予定です。

２　企業埋立地に面する民有地調査の結果

【八丁平南公園・隣接市有地の周辺民有地等土壌調査報告】（４ページ）
（第3回住民説明会で説明済）
　八丁平南公園、隣接市有地を含む黒線で囲った部分が、企業による埋立が行

われた区域です。

黄色で囲った部分「企業埋立区域内及び区域に面する民有地」では、調査件数60件のうち基準超過が8件。ピンク色で囲った部分「南公園・隣接市有地に面する民有地」では、調査件数42件のうち基準超過が2件。合計で102件調査し、うち10件が基準超過という状況でした。

【調査目的】（5ページ）

追加調査は、黄色で囲った部分「企業埋立地に面する民有地」において土壌基準を超過した箇所周辺の土壌調査を行い、汚染の範囲及び原因を特定する。

【調査の手順】（6、７ページ）

①企業埋立地に隣接する民有地の地歴を空中写真及び道路工事記録等から調査

②土壌基準を超過した企業埋立地に面する民有地の土壌を蛍光Ｘ線分析し、汚染土壌の由来を調査

③企業埋立地に面する民有地に接する周辺民有地の土壌調査を実施し汚染の範囲を調査（鉛、ヒ素の土壌含有量を分析）

【土壌調査】（8ページ）

棒グラフは（上記②の）企業埋立地に面する民有地の蛍光Ｘ線分析調査の結果

・一般的な土は二酸化ケイ素の割合が多く、酸化鉄の割合が低い。

・南公園・市有地表層部の汚染土壌は二酸化ケイ素が少なく、酸化鉄が多い。

・企業埋立区域に面する民有地の汚染土壌も二酸化ケイ素が少なく、酸化鉄が多いので南公園・市有地と同じ傾向にある。

（上記③の）企業埋立地に面する民有地に接する周辺民有地の鉛・ヒ素の含有量の調査結果は、鉛・ヒ素ともに基準値以下であった。

【結論】（9ページ）

① 企業埋立地に面する民有地の土壌汚染の原因

・民有地の汚染土壌を蛍光Ｘ線分析調査したところ、南公園の汚染土壌と同様の成分結果が得られたことから、同一の汚染土壌と考えられる。

・過去の道路工事記録及び工事内容を検証した結果、民有地周辺の道路整備に伴い、民有地が窪地化したことから、道路路床部の崩壊防止のため、埋立地内の道路整備に伴う掘削土砂を移動し、民有地に盛土を行った可能性が考えられる。

② 企業埋立地に面する民有地の土壌汚染の範囲

・汚染原因の可能性のある民有地の盛土について、道路工事記録及び空中写真から、範囲は限定される。

・基準を超過した箇所周辺の土壌調査を行った結果、基準超過の土壌は確認さ

れなかったことから、企業埋立地に面する民有地の汚染の範囲は、埋立地内の道路整備に伴う掘削土砂を移動し、盛土を行った可能性のある範囲に限定される。

【企業埋立地及び企業埋立地に面する民有地の汚染対策の基本方針について】（10ページ）

国は「汚染原因者が不明又は不存在」であり、「要措置区域に指定」された場合などに都道府県の助成と合わせ対策費用の助成制度（最大3/4補助）を設けている。

しかし、要措置区域に指定すると、汚染箇所の公表や土地形状の変更に規制が伴うほか、北海道は制度を設けていないため、本件では国の助成を受けることができない。

そこで、市が土壌汚染に係った可能性のある民有地に対し、国の制度を参考に、汚染対策に対する助成制度を土地所有者および議会と協議し検討する。

なお、助成にあたって市から企業に協力を要請し、現在、協議を行っているところです。

３　南公園・隣接市有地に面する民有地調査の結果

【調査目的】（11ページ）

追加調査は、ピンク色で囲った部分「南公園・隣接市有地に面する民有地」において土壌基準を超過した原因を確認する。

【結論】（12ページ）

（調査手順）

南公園・隣接市有地に面する民有地の地歴を土地所有の履歴、地形図、空中写真等から調査した。

（調査結果）

①区画整理事業開始前に盛土が行われたと考えられるが、盛土行為者及び盛土の時期が特定できない。

②土地所有の履歴から、区画整理事業前から個人所有であった土地である。

③区画整理事業の仮換地指定においては、現地換地を基本としており、従前の土地からの移動が行われていない。

④区画整理事業に伴う道路整備等での土地形状の変更は行われていない。

（結論）

南公園・隣接市有地に面する民有地の土壌汚染は、区画整理開始前に行われた盛土が原因と考えられ、区画整理事業との関連がないことから、今後、土壌調査や汚染対策を実施する場合は、土地所有者が実施することが基本。

４　今後のスケジュールについて

【企業埋立地及び埋立地に面する民有地の汚染対策】（13ページ）

①（これまでに）民有地での汚染対策及び周辺の汚染影響範囲を特定
②対策工の検討
③民有地の汚染対策について土地所有者との協議（平成２６年夏～秋）
④（仮称）民有地汚染対策助成制度を創設・活用
⑤（土壌汚染対策法を基に）対策工の決定
⑥民有地汚染対策工の実施（平成２６年冬以降）

【南公園・隣接市有地の汚染対策】（14ページ）

①汚染対策工の検討（平成２６年秋）
　・専門家の意見を聞きながら、対策工の設計
②南公園・隣接市有地の整備計画の検討（平成２６年秋）
　・地域の意見を聞きながら、公園の設計
③対策工及び南公園の再整備案の決定（平成２６年秋～冬）
④工事の実施（平成２７年春）
⑤南公園の再開及び隣接市有地の利用開始（平成２８年春）

【全体スケジュール】（15ページ）

（13、14ページのまとめ）本日、第４回住民説明会を実施しました。これから北海道の指示等を踏まえて対策工を検討・決定し、第５回住民説明会を１１月末頃に開催予定です。

その後、対策工を実施し、その後は定期的なモニタリングを行います。

５　企業所有地の土壌汚染対策工事

【対策工事区域】（16ページ）

緑色部分は法面部分で掘削後に盛土を行う。黄色部分は盛土のみを行う。

【今後のスケジュール】（17ページ）

造成面積は約1.6ｈａ、使用土砂は来馬川、幌別ポンプ場の浚渫土、工期は造成工事が9月末完成目標、法面の芝張は10月末完成目標と聞いています。

以上